

7. 教育運営上の組織体制

7. 1 教育研究会議の新設

国立大学は、平成16年度からの法人化に伴い、学内外の代表者からなる経営協議会と学内の代表者からなる教育研究評議会を設置して大学運営に当たる体制に移行する。

本学でも同様の体制を敷くが、学内外の代表者からなる評議会が、経営ならびに教育全般を審議する機関として、理事長のもとにすでに設置されているため、用語の混乱を避ける意味で、国立大学法人における「教育研究評議会」と同じ機能を有する機関を「教育研究会議」の名称で設置した。

教育研究会議の審議事項は、学則第4条第3項に、以下のように定められている。

- (1) 大学及び大学院の教育研究の質の向上に係る基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他教育研究に係る重要な規則に関する事項
- (3) 教員の資格審査及び昇任推薦に関する事項
- (4) 大学及び大学院の教育課程編成の方針に関する事項
- (5) 学生の厚生及び補導に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了等、その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 大学及び大学院の教育研究活動等の状況について、本学が行う評価に関する事項
- (8) その他理事会から付議又は諮問された事項

また、その構成メンバーは、学長・副学長ならびに学則第4条第2項第3号および第4号に定める学内の代表者とされており、具体的には、金沢工業大学教育研究会議運営規則により、学部長及び基礎教育部長・副学部長及び基礎教育部の副部長・学部の学系主任及び副主任ならびに基礎教育部の課程主任及び副主任・研究科長・研究科の専攻主任・管理規則第9条に定める教学組織の部長及び副部長・大学事務局長及び事務局次長・大学事務局の部長及び部長相当者と定められている。

教育研究会議は、原則として毎月1回開催する。

7. 2 教授会

教育研究会議のもとに教授会が置かれているが、学則第4条の2ならびに第4条の3において、各学部ならびに基礎教育部の教授会の設置ならびに審議事項が定められている。

各教授会の審議事項は、

- (1) 授業科目の種類及び編成に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、休学、転学部、転学科、卒業の認定及び留学に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 法令又は本学諸規則により、教授会に付議又は諮問された事項
- (5) その他会議（教育研究会議）から付議又は諮問された事項

と定められている。ただし、基礎教育部教授会においては、(2)と(3)については除外されている。

また、金沢工業大学教授会運営規則には、各学部（基礎教育部を含む）に共通する事項について審議する必要があるときは、学部合同の教授会（全学教授会）を開催することができるとしており、学長が招集し、議長にあたることが定められている。

これらの大学運営の仕組みを、国立大学との対比を含めて図7．1に示した。

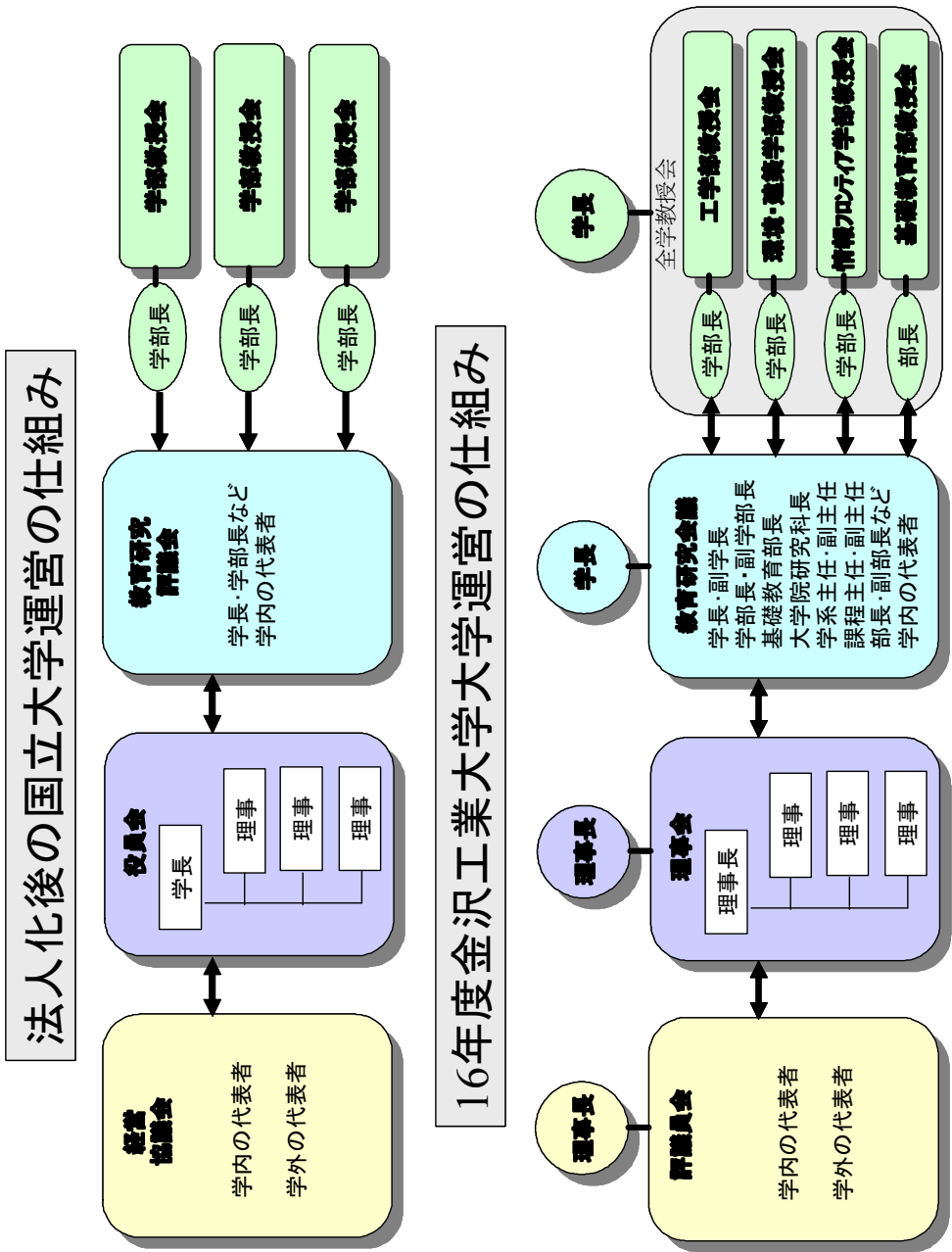


図 7. 1 平成 16 年度の大学運営の仕組み

7. 3 研究科委員会

大学院については、教育研究会議のもとに研究科委員会が置かれているが、大学院学則第8条に研究科委員会の設置ならびに審議事項が定められている。各研究科委員会の審議事項は、

- (1) 学位論文の審査及び学位授与に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、復学、留学、退学、修了の認定に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 法令又は本学諸規則により、本委員会に付議又は諮問された事項
- (5) その他教育研究会議から付議又は諮問された事項

と定められている。

なお、金沢工業大学大学院研究科運営規則には、各研究科に共通する事項について審議する必要があるときは、研究科合同の委員会（大学院委員会）を開催することができるしており、学長が招集し、委員長にあたることが定められている。

7. 4 教育・研究運営について

1. 教育・研究審議機関

教育・研究に関する審議を行う機関として、教務部・学生部・進路部・実技教育部・入試部・研究部・教育点検評価部を設置している。これらの各部には、部長・副部長ならびに各学系・課程から選出・任命された委員からなる委員会が組織されており、それぞれが、後述する教育内容や運営に関する責任に応じた審議を行っている。

これら各部の委員会における審議結果は、各部長ならびに各学部長と基礎教育部長を構成メンバーとする部長会に報告され、全学的な見地から総括的な審議・検討が行われる。この部長会は、学長の諮問機関としての役割も兼ねており、ここでの審議結果は、学長の諸施策立案に役立てられている。

部長会の審議を経た後に立案・計画された諸施策は、学長より、教育研究会議に議案として提案される。

なお、各部の委員会には、各学系・課程から選出・任命された教員が委員として参画していることにより、各学系・課程の問題点や要望についても各委員会で審議し、全学的な方向性との十分な調整が行われている。大学全体が一体となって教育・研究に取り組める体制になっているといえる。

2. 教育・研究議決機関

教育・研究に関する議決機関として、教育研究会議、基礎教育部教授会、工学部教授会、環境・建築学部教授会、情報フロンティア学部教授会、工学研究科委員会、心理科学研究科委員会が設置されており、7. 1に示した事項について、審議・決定している。

なお、教授会と研究科委員会については、前述のごとく、必要な場合には、全学教授会もしくは大学院委員会を学長が招集できることとしている。

3. 教育・研究連絡機関

教育研究会議を始めとする議決機関における決定事項を教職員に速やかに連絡し、教育・研究の円滑で効果的な実行を推進するために、2系統の連絡機関が設けられている。

1つは、全学部会であり、助手以上の全ての教員を召集し、たとえば、教員の使命、教員の職務、セクシャル・ハラスメントやキャンパス・ハラスメントに関する注意の喚起など、全学的な周知が求められる重要な事項について、学長自らが直接伝達するものである。

他の1つは、主任会議であり、各学系・課程の主任・副主任ならびに部長会メンバーによって構成されている。主に、教育・研究会議での議決事項の全学的な周知を図るものであり、ここでの内容は、各学系・課程の会議あるいは大学院の専攻会議を通して、各教員に伝達される。これらの会議には、教育・研究審議機関である各部の委員会の委員である教員も当然参加していることから、内容の詳細な説明と確認も可能となっている。また、反対に、各学系・課程の会議において問題点や要望として取り上げられた事項は、各部委員会の委員を通して審議事項として提案されたり、各学系・課程の主任を通して主任会議に検討を依頼する事項として提案することも可能となっている。

図7. 2は、これらの教育・研究運営の組織体系を図式化したものである。また、これらの組織を、その役割に応じてスタッフ部門とライン部門の両者の切り口から整理し直したものが、図7. 3である。

また、各教育・運営委員会には、表7. 1に示すメンバーが、職責により参加しており、各職責に応じた教育内容・運営に対する責任は図7. 4のように明確化されている。

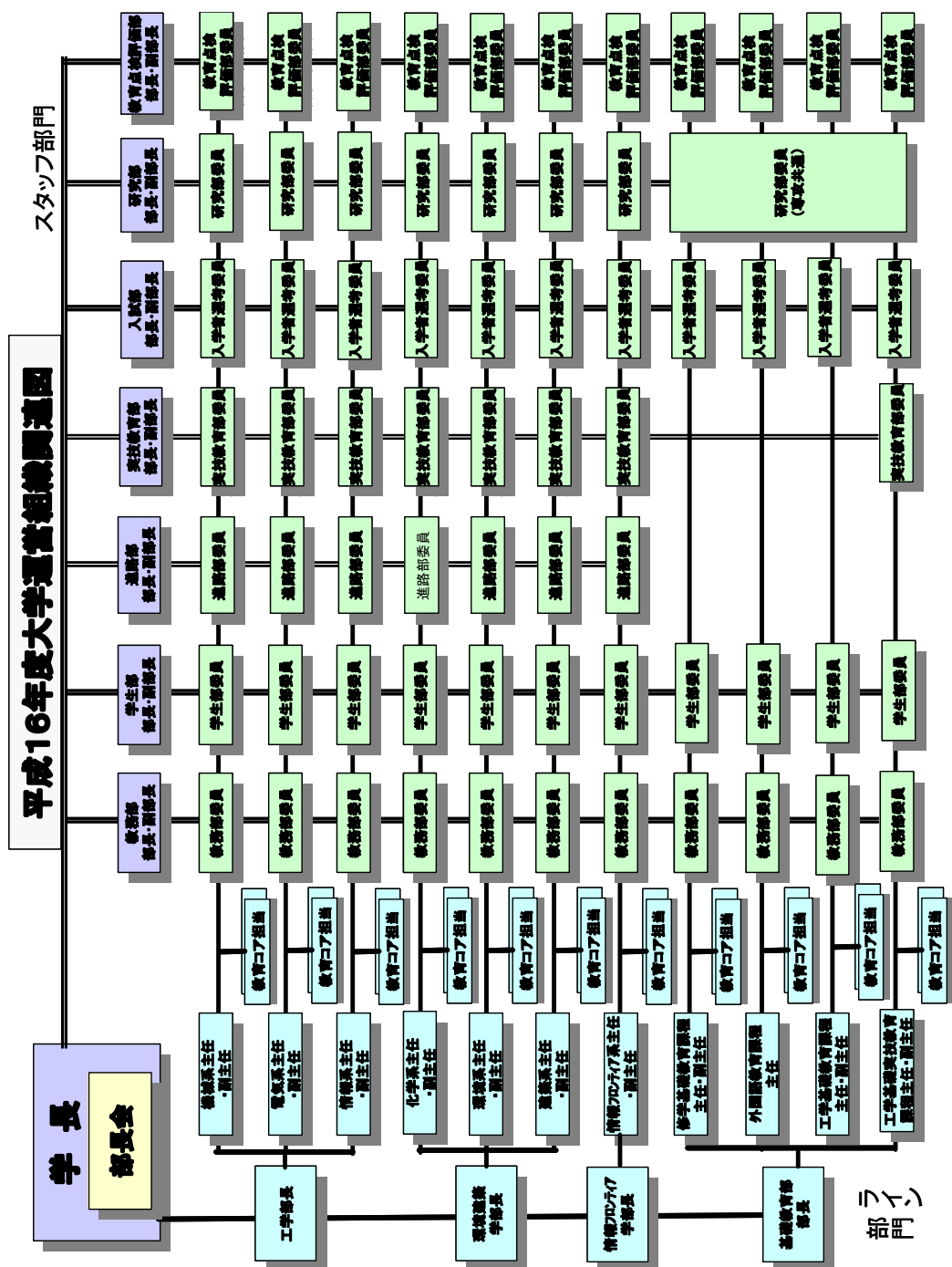


図 7. 2 教育・研究運営の組織体系

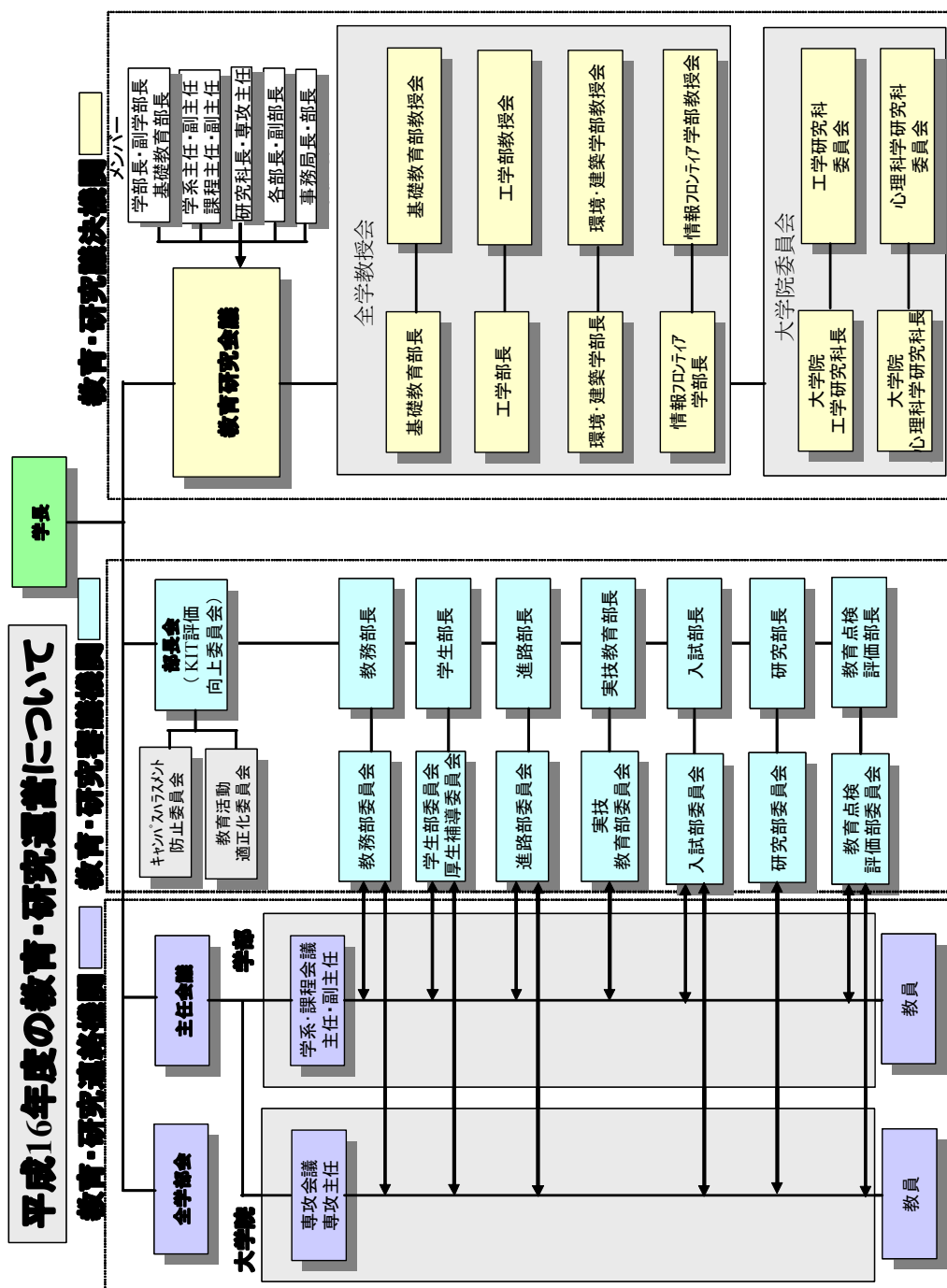


図 7. 3 大学運営組織関連図

表 7. 1 各委員会等に参加するメンバー

教育・研究運営委員会メンバー表

◎印は議長を勤める

職責	教育研究 会議	教授会	大学院 委員会	部長会	主任会議	学系会議 課程会議	全学部会
学長	◎	◎(全学)	◎(全学)	◎	◎		◎
副学長	○	○(全学)	○(全学)	○			○
学部長・基礎教育 部長	○	◎(単独)		○	○	○	○
副学部長	○	○		学部長代理	○	○	○
研究科長	○		◎(単独)	○	○		○
部長	○	○		○	○		○
副部長	○	○		部長代理	部長代理		○
学系・課程主任 専攻主任	○	○	○		○	◎	○
学系・課程副主任・ 専攻副主任	○	○	○		○	○	○
教授		○	○ (大学院担当)			○	○
助教授						○	○
講師						○	○
助手						○	○
事務局長・次長	○	○	○	○	○		○
事務局部長	○	○	○	○	○		○
事務局部次長		○	○		○		○
事務局課長		○	○		○		○

教育内容・運営責任の明確化

【ライン部門とスタッフ部門】

教育組織におけるライン部門とスタッフ部門の役割は、より良い教育を推進するための相互補完組織として機能する。

【学部長・副学部長・基礎教育部長・副部長】

学部及び基礎教育部における教育特色の明確化と特色を達成するための教育が的確に実施されていること、および学部及び基礎教育部全体の教務運営、修学指導、進路開発に関する調整の責任を持つ。

【学系主任・副主任】

学系における教育目標の明確化と目標を達成するための教育が的確に実施されていること(学系の実践教育、専門教育、工学設計Ⅲの活動領域)に関する責任、および学系会議の運営(教務運営、修学指導、進路開発)に関する責任、そして学系教員の研究活動推進と状況把握に関する責任を持つ。

【課理主任・副主任】

課程における教育目標の明確化と目標を達成するための教育が的確に実施されていること(修学基礎能力、外国語能力、工学基礎能力、基礎実技能力)に関する責任、および課程会議の運営(教務運営、修学指導、実技指導)に関する責任、そして課程教員の研究活動推進と状況把握に関する責任を持つ。

【教育コア組織】

各教育コアは教員組織ではなく教育分野の名称であり、教育コア担当は各教育分野における教育目標の明確化と、目標を達成するために必要な教育を的確に実施することに責任を持つ。また学系専門教育コアにおいては工学設計Ⅲの活動領域フロラム(研究、課題、作品のハランス)と専門教育内容の関連に関する責任を持つ。

【研究科長・専攻主任】

大学院における教育研究の特色の明確化と特色を達成するための教育研究が的確に実施されていること、および大学院全体の教務運営、修学指導、研究指導、進路開発に関する調整の責任を持つ。

【教務部長・副部長】

大学全体の教務運営方針の立案と教育実施状況の把握に関する責任、および教育内容に関する精査と改善の責任と授業満足度評価に対する責任を持つ。

【学生部長・副部長】

大学全体の修学指導方針の立案と学生の修学指導実施状況の把握に関する責任、および修学アドバイザーの指導内容に関する評価改善の責任と学生満足度評価に対する責任を持つ。

【進路部長・副部長】

大学全体の進路指導方針の立案と進路アドバイザーの指導状況の把握に関する責任、および進路指導に伴う進路開拓と卒業生満足度評価に対する責任を持つ。

【実技教育部長・副部長】

大学全体の実技教育方針の立案と実技教育実施状況の把握に関する責任、および実技教育に伴う施設設備の充実と学生の修得能力に関する精査と改善の責任を持つ。

【研究部長・副部長・専攻主任】

大学院全体の教育・研究方針の立案と教育・研究実施状況の把握に関する責任、および大学院における高度な技術者教育の実施に伴う教育・研究内容の精査と改善、および大学院における修学満足度評価に対する責任を持つ。

【教育点検評価部長・副部長】

大学全体の教育を活性化するため教育実態を把握し内容の評価と改善に関する責任、および外部評価に対する対応と調整の責任を持つ。

【入試部長・副部長】

大学全体の教育を活性化するため、本学の教育システムを十分に活用しうる入学者の人数と質を確保し、卒業時における付加価値の向上に対して入試システムの改善と充実、高校並びに入学希望者満足度評価に責任を持つ。

図 7. 4 各職責による教育内容・運営の責任